

令和7年度 第1期 工事監査実施計画

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象部署

都市政策部	新潟駅周辺整備事務所
土木部	東部地域土木事務所、西部地域土木事務所
東区役所	建設課
秋葉区役所	産業振興課、建設課
西区役所	建設課
監査実施工事の関係部署	

(2) 対象工事

令和7年2月末日までに契約した令和6年度工事を対象とする。
なお、必要があると認める場合は延長または過年度遡及する。

3 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。
- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。
- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

4 監査の主な実施手続

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施する。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部・区執務室及び対象工事場所等

(2) 日程

ア 実施期間 令和7年3月14日～令和7年10月下旬

イ 実施通知 令和7年3月4日

ウ 書類審査 令和7年3月14日～令和7年10月下旬

エ 中間報告 令和7年9月下旬（予定）

オ 監査対象課への講評及び監査委員復命 令和7年10月下旬（予定）

6 監査の担当者及び事務分担

監査委員事務局の工事担当を2班体制で実施する。なお、監査内容によっては、適宜、人員の再配置を行う。